

令和7年12月11日

福 津 市 議 会

議長 高山 賢二 様

市民福祉委員会

委員長 秦 浩

市民福祉委員会審査報告書

令和7年第7回福津市議会定例会において、本委員会に付託を受けておりました事件についての審査結果を、会議規則第110条の規定により次のとおり報告いたします。

記

1. 審査経過

付託年月日 令和7年11月26日

審査年月日 令和7年12月8日

2. 出席者

委員長 秦委員長、中村晶代副委員長、大山委員、山本委員、戸田委員
執行部 平田市民生活部長、大庭健康福祉部長、中村こども家庭部長、
阿部市民課長、仲野こども課長、竜口総務課長、木原管財課長、
花田児童センター長、笹田市民係長

◎議案第55号 福津市手数料条例及び福津市印鑑条例を改正することについて
審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑) 改正される法律で、移動端末設備の捉え方が変わったということか。

(答弁) 移動端末設備の定義そのものは変わらないが、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律が一部改正され、特定電気通信事業という定義が入ったことに伴って、移動端末設備の定義に関する引用箇所にずれが生じるために改正するものである。市民に影響があるというものではない。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第56号 神興東小学校学童保育所及び上西郷小学校学童保育所の指定管理者を指定することについて

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑) 当該事業者は既に福間小学校学童保育所及び津屋崎小学校学童保育所の指定管理者であり、また、令和7年度の神興東小学校学童保育所及び上西郷小学校学童保育所の業務委託先事業者でもある。神興東小学校学童保育所及び上西郷小学校学童保育所については、前回の指定管理者の公募では申請はなかったが、今回の公募に申請するに至った要因はどのようなことが考えられるか。

(答弁) 神興東小学校学童保育所と上西郷小学校学童保育所は事業のスケールメリットが小さく、前回は事業者側として運営が成り立つか等の状況が分からない中で申請することはリスクがあったものの、今回は既に福間小学校学童保育所及び津屋崎小学校学童保育所の指定管理を行っていることから、当該事業者が指定管理を行う学童保育所の運営全体で考えると、事業を受けることが可能となったものとする。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。